

消費者契約法の一部を改正する法律案新旧対照条文（抄）

（傍線部分は改正部分）

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）

改正案

目次

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 消費者契約

第一節 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し  
（第四条 第七条）

第二節 消費者契約の条項の無効（第八条 第十条）

第三節 補則（第十一条）

第三章 差止請求及び損害賠償等団体訴訟

第一節 差止請求権及び損害賠償等団体訴訟の追行（第十二  
条・第十三条）

第二節 適格消費者団体

第一款 適格消費者団体の登録等（第十四条 第二十三条）

第二款 差止請求関係業務及び損害賠償等団体訴訟関係業務  
等（第二十四条 第三十条）

第三款 監督（第三十一条 第三十五条）

第四款 補則（第三十六条 第四十条）

第三節 差止請求に係る訴訟手続等の特例（第四十一条 第四

現行

目次

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し  
（第四条 第七条）

第三章 消費者契約の条項の無効（第八条 第十条）

第四章 雑則（第十一条・第十二条）

附則

十三条)

第四節 損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続の特例等

第一款 損害賠償等団体訴訟に係る訴訟手続の特例(第四十

四条 第五十四条)

第二款 配当等

第一目 通則(第五十五条 第六十一条)

第二目 配当(第六十二条 第六十九条)

第四章 雑則(第七十条)

第五章 罰則(第七十一条 第七十八条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとする。及び消費者の被害の救済を図るため適格消費者団体が損害賠償等団体訴訟を進行することができることとする。ことにより、消費者の利益の擁護を

(目的)

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差にかんがみ、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とすることにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

図り、もつて国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 1～3 (略)

4 この法律において「適格消費者団体」とは、第十四条の登録を

受けた消費者団体(消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)

第八条の消費者団体をいう。)をいう。

## 第二章 消費者契約

### 第一節 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消

消し

(媒介の委託を受けた第三者及び代理人)

第五条 前条の規定は、事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をすることの委託(以下この項において単に「委託」という。)をし、当該委託を受けた第三者(その第三者から委託(一以上の段階にわたる委託を含む。))を受けた者を含む。以下「受託者等」という。(が消費者に対して同条第一項から第三項までに規定する行為をした場合について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は次条第一項に規定する受託者等」と読み替えるものとする。

(定義)

第二条 1～3 (略)

(新設)

### 第二章 消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消

(新設)

(媒介の委託を受けた第三者及び代理人)

第五条 前条の規定は、事業者が第三者に対し、当該事業者と消費者との間における消費者契約の締結について媒介をすることの委託(以下この項において単に「委託」という。)をし、当該委託を受けた第三者(その第三者から委託を受けた者(一以上の段階にわたる委託を受けた者を含む。))を含む。次項において「受託者等」という。(が消費者に対して同条第一項から第三項までに規定する行為をした場合について準用する。この場合において、同条第二項ただし書中「当該事業者」とあるのは、「当該事業者又は次条第一項に規定する受託者等」と読み替えるものとする。

2 消費者契約の締結に係る消費者の代理人（復代理人）（二以上の段階にわたり復代理人として選任された者を含む。）を含む。以下同じ。、事業者の代理人及び受託者等の代理人は、前条第一項から第三項まで（前項において準用する場合を含む。次条及び第七条において同じ。）の規定の適用については、それぞれ消費者、事業者及び受託者等とみなす。

（取消権の行使期間等）

第七条（略）

2 会社法（平成十七年法律第八十六号）その他の法律により詐欺又は強迫を理由として取消しをすることができないものとされている株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出が消費者契約としてされた場合には、当該株式若しくは出資の引受け又は基金の拠出に係る意思表示については、第四条第一項から第三項まで（第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定によりその取消しをすることができない。

2 消費者契約の締結に係る消費者の代理人、事業者の代理人及び受託者等の代理人は、前条第一項から第三項まで（前項において準用する場合を含む。次条及び第七条において同じ。）の規定の適用については、それぞれ消費者、事業者及び受託者等とみなす。

（取消権の行使期間等）

第七条（略）

2 会社法（平成十七年法律第八十六号）第五十一条第二項、第一百零二条第四項及び第二百一十一条第二項の規定（これらの規定を他の法律において準用する場合を含む。）は、第四条第一項から第三項まで（第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定による消費者契約としての株式の引受けの取消しについて準用する。この場合において、同法第五十一条第二項及び第二百一十一条第四項中「錯誤を理由として設立時発行株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として」とあり、並びに同法第二百一十一条第二項中「錯誤を理由として募集株式の引受けの無効を主張し、又は詐欺若しくは強迫を理由として」とあるのは、「消費者契約法第四条第一項から第三項まで（同法第五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により」と読み替えるものとする。

（削る）

第三章 消費者契約の条項の無効

第二節 消費者契約の条項の無効

第八条～第十条 (略)

(削る)

第三節 補則

(他の法律の適用)

第十一条 (略)

第三章 差止請求及び損害賠償等団体訴訟

第十二条～第六十九条 (略)

第四章 雑則

第七十条 (略)

第五章 罰則

第七十一条～第七十八条 (略)

(新設)

第八条～第十条 (略)

第四章 雑則

(新設)

(他の法律の適用)

第十一条 (略)

(新設)

(新設)

第十二条 (略)

(新設)